

## 長崎市教育情報ネットワークシステム管理要綱

長崎市教育委員会

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市立学校情報セキュリティ基本方針（執務指針 P222）に従い、市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに市教育委員会の事務局及び教育機関（以下「学校等」という。）における教育活動、学習活動等を支援するために設置する長崎市教育情報ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

### (利用対象者)

第2条 ネットワークを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、学校等の職員、児童及び生徒とする。ただし、児童又は生徒がネットワークを利用しようとするときは、あらかじめ学校等の職員の許可を得なければならない。

### (利用目的等)

第3条 ネットワークは、次の号に掲げる目的又は用途に限り利用することができる。

- (1) 教育、学習等に関する情報を検索し、又は収集するとき。
- (2) 教育、学習等の教材として活用するための情報を収集し、及び加工するとき。
- (3) 学校等の職員がネットワークを利用し、教育活動、学習活動等を行うことが適切であると判断するとき。
- (4) 教育活動、学習活動等において、児童生徒の「情報活用能力」（情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度）の育成を図るとき。
- (5) ネットワークを利用して、教育活動、学習活動等の内容や成果を発信するとき。
- (6) ネットワークを利用して、教育、学習等に関する情報交換又は連絡を行うとき。
- (7) その他教育委員会が適当であると認めるとき。

### (総括管理者)

第4条 ネットワークの総括的な管理及び運用を行うために、ネットワーク総括管理者（以下「総括管理者」という。）1人を置く。

- 2 総括管理者は長崎市教育研究所長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括管理者に事故があるときは、長崎市教育研究所係長の職にある者がその職務を代行する。

#### (総括管理者の職務)

第5条 総括管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ネットワークの整備充実に関すること。
- (2) ネットワークの管理及び運用に係る指導並びに管理上及び運用上の支障に係る処理に関すること。
- (3) ネットワークの利用の開始、取消及び停止に関すること。
- (4) ネットワークの利用に係る利用者識別符号（以下「ID」という。）及び利用者暗証符号（以下「パスワード」という。）の交付並びに社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターに登録したコンピューター識別符号（以下「ドメイン」という。）の管理及び当該ドメインに基づく学校等ごとのドメイン交付に関すること。
- (5) ネットワーク上の情報の検査に関すること。
- (6) ネットワークにおけるデータの保護に関すること。
- (7) ネットワークの不正使用の防止に関すること。
- (8) その他ネットワークの管理及び運用に係る総括に関すること。

#### (管理責任者及び運用責任者)

第6条 各学校等のネットワークの管理及び運用を行うため、ネットワーク管理責任者（以下「管理責任者」という。）及びネットワーク運用責任者（以下「運用責任者」という。）各1人を置く。

- 2 管理責任者は、各学校等の校長又は所属長の職にある者をもって充てる。
- 3 運用責任者は、各学校等の職員のうちから校長又は所属長が選任する。

#### (管理責任者の職務)

第7条 管理責任者は、所属する学校等において、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ID及びパスワード並びに当該学校等のドメインの管理に関すること。
- (2) ネットワークの利用状況の監視に関すること。
- (3) データの管理に関すること。
- (4) その他ネットワークの管理に関すること。

#### (運用責任者の職務)

第8条 運用責任者は、所属する学校等において、管理責任者の指示を受けるとともに、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ホームページの開設及び更新に関すること。
- (2) 利用者に対する指導及び助言に関すること。
- (3) その他ネットワークの運用に関すること。

### (ネットワークの利用)

第9条 ネットワークを利用することができる学校等は、総括管理者があらかじめ指定するものとする。

2 総括管理者は、前項の指定に際し、当該学校等の管理責任者に対し、ID及びパスワード並びに当該学校等のドメインを交付するものとする。

### (ホームページの開設等)

第10条 運用責任者は、ホームページの開設又は更新をしようとするときは、管理責任者の承認を経て、総括管理者に届け出なければならない。

2 総括管理者は、前項の届け出があったときは、当該ホームページに内容を検査し、運用責任者に対し、必要な指導並びに助言を行うものとする。

### (個人情報の保護)

第11条 利用者は、個人情報を取り扱うときは、長崎市立学校情報セキュリティ基本方針（執務指針 P222）並びにこれに基づく規則及び命令を遵守しなければならない。

### (データの保護)

第12条 管理責任者は、次の各号に定めるところにより、データの保護に努めなければならない。

(1) ネットワークに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータは接続しないこと。

(2) データは、定期的にバックアップし、不測の事態においても、教育、学習活動等への影響が最小限となるよう努めること。

(3) 業務等に不必要なソフトウェアをインストールし、又は出所不明のフロッピーディスク等を使用しないこと。

(4) 常にコンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作成されたプログラムをいう。以下同じ。）の発見、駆除及び予防に努めること。

2 管理責任者は、コンピュータウイルス等によるネットワークの異常が認められたときは、直ちにネットワークの利用を中止するとともに、総括管理者に報告しなければならない。

### (利用状況の報告)

第13条 総括管理者は、必要に応じ、ネットワークの利用状況について管理責任者に報告を求めることができる。

(利用の停止等)

第14条 総括責任者は、ネットワークの整備、点検等を行うとき、又はこの要綱に違反していると認められるときは、ネットワークの一部又は全部の使用を停止し、又は中止させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほかネットワークの管理及び運用に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 この要綱は、平成13年2月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年12月21日に一部改正。